

令和6年第1回臨時会
令和6年4月3日議決

令和6年3月
厚生委員会会派説明資料
保) 保険企画課

議案第2号 札幌市国民健康保険条例の一部改正

1 改正の概要

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正により、令和6年4月に退職者医療制度が廃止されることに伴い、同制度に係る規定の削除など所要の規定整備を行うもの。

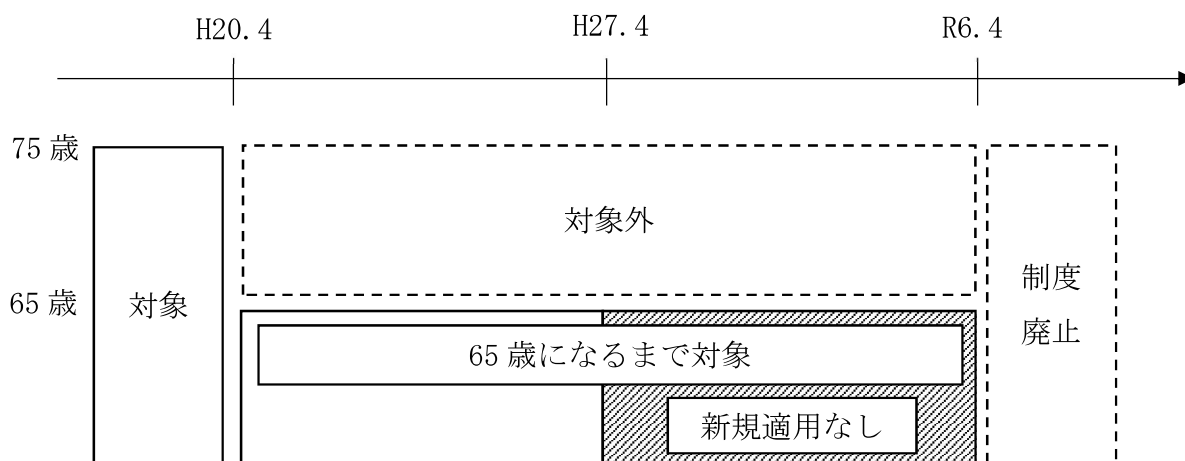
2 退職者医療制度について

退職者医療制度とは、国保財政の安定化を図るため、退職により被用者保険を脱退し国保加入者となった者（以下「退職者」という。）に係る医療給付費を加入者の保険料ではなく、被用者保険からの拠出金で賄う制度。

平成20年度の後期高齢者医療制度の施行と同時に廃止されたが、いわゆる「団塊の世代」の退職者の急増による影響を勘案し、平成26年度末までの退職者が65歳に達するまでの間は適用となる経過措置が設けられた。

今般、対象者の激減に伴い国保財政への影響がほぼ無くなっている一方、保険者の事務負担が残存していることから、令和6年4月に廃止されることとなった。

【退職者医療制度の推移】



3 施行期日

公布の日から施行する。